「知的財産取引検討会」開催要綱(案)

1 背景•目的

中小企業庁においては、発注企業と受注企業の間における取引の適正化に取り組んできたところであるが、知的財産を巡る取引についても、様々な問題となる事例が指摘されている。(参考;「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」令和元年6月)。

このような問題の指摘を受け中小企業庁としても、昨年12月に、「未来志向型の取引慣行に向けて」において、取引適正化の新たな重点課題に「知財・ノウハウの保護」を位置づけ、必要な対策の検討を行うこととした。また、2020年2月に公表された「価値創造企業に関する賢人会議中間報告」においても、知財専門の下請Gメンの創設・育成や、契約のひな形の作成などの対策を行うことが必要と指摘されている。

以上を踏まえ、中小企業の知的財産等の保護のあり方に関して、下記について検討を行い、必要な対応策のとりまとめを行うため、本検討会を設置する。

2 名称

本会議は、「知的財産取引検討会」と称する。

3 検討事項

- (1)中小企業が知的財産等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていないのではないか。
- (2) 中小企業の知的財産等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ないのではないか。
- (3) 中小企業内において、知的財産等の重要性が認識されていないのではないか。

4 構成及び運営

- (1)本会議の構成員等は、資料3のとおりとする。
- (2)本会議には、座長を置く。
- (3)座長は、本会議を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5)その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 その他

本会議の庶務は、中小企業庁がこれを行うものとする。